

消費者政策会議について

1. 概要

消費者政策会議は、消費者基本法（昭和43年法律第78号）第27条及び28条に基づき設置され、

- ① 消費者基本計画の案の作成
- ② 消費者政策の推進に関する基本的事項の企画に関する審議
- ③ 消費者政策の推進、実施の状況の検証・評価・監視に関する事務をつかさどる。

2. 組織

消費者政策会議は、会長及び委員をもって組織される。

会長：内閣総理大臣

委員：内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全担当）

内閣官房長官、関係行政機関の長及び内閣府特命担当大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

消費者政策会議 構成員

会長 内閣総理大臣

委員 内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）

内閣官房長官

総務大臣

法務大臣

外務大臣

財務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

農林水産大臣

経済産業大臣

国土交通大臣

環境大臣

防衛大臣

復興大臣

デジタル大臣

国家公安委員会委員長

公正取引委員会委員長

内閣府特命担当大臣

内閣総理大臣
が指定する者

参照条文

【消費者基本法（昭和43年法律第78号、平成24年法律60号改正）（抄）】

（消費者政策会議）

第二十七条 内閣府に、消費者政策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 消費者基本計画の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、消費者政策の推進に関する基本的事項の企画に関して審議するとともに、消費者政策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視すること。

3 会議は、次に掲げる場合には、消費者委員会の意見を聴かなければならない。

一 消費者基本計画の案を作成しようとするとき。

二 前項第二号の検証、評価及び監視について、それらの結果の取りまとめを行おうとするとき。

第二十八条 会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもつて充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十一条の二の規定により置かれた特命担当大臣

二 内閣官房長官、関係行政機関の長及び内閣府設置法第九条第一項に規定する特命担当大臣（前号の特命担当大臣を除く。）のうちから、内閣総理大臣が指定する者

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。



消費者基本計画工程表の改定について

令和6年(2024年)6月



消費者ホットライン188
イメージキャラクター イヤヤン

■第4期消費者基本計画

- 令和2年度～令和6年度の5か年を計画期間とする**第4期消費者基本計画を令和2年3月31日閣議決定。**
- コロナ禍における「新しい生活様式」の実践に伴い、消費生活のデジタル化が加速するなど、消費者を取り巻く環境が大きく変化。これに的確に対応して消費者政策を推進するため、**「新しい生活様式」の実践に関する記述を追加すべく、消費者基本計画を変更（令和3年6月15日閣議決定）。**

■消費者基本計画工程表

- 消費者基本計画に基づき、消費者政策を検証可能な形で体系的・包括的に推進するため、**具体的な施策の工程表を策定（令和2年7月7日消費者政策会議決定）。**
- 毎年度工程表を改定**し、実績及びKPI（重要業績評価指標）の最新値の追加、今後の取組予定の時点更新、ロジックモデルの作成等を実施。⇒**6月改定を目指し作業**

※消費者政策会議

消費者基本法第27条及び28条に基づき設置され、

- ① 消費者基本計画の案の作成
- ② 消費者政策の推進に関する基本的事項の企画に関する審議
- ③ 消費者政策の推進、実施の状況の検証・評価・監視に関する事務をつかさどる。

【組織】会長：内閣総理大臣

委員：内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全担当)
内閣官房長官
関係行政機関の長及び内閣府特命担当大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

【第1章 消費者基本計画について】

【第2章 消費者政策をめぐる現状と課題】

1. ぜい弱な消費者の増加など消費者の多様化

- 高齢化の進行等
- 成年年齢の引下げ
- 世帯の単身化・地域コミュニティの衰退等
- 訪日外国人・在留外国人による消費増加

2. 社会情勢の変化

- コロナ禍における「新しい生活様式」の実践
- デジタル化の進展・電子商取引の拡大
- 自然災害の激甚化・多発化
- 持続可能で多様性と包摂性のある社会への関心の高まり 等

【第3章 政策の基本方針】

1. 消費者政策において目指すべき社会の姿等

2. 今期計画における消費者政策の基本的方向

(1)消費者被害の防止

(2)消費者の自立と事業者の自主的取組の加速

(3)協働による豊かな社会の実現

(4)デジタル化・国際化に伴う新しい課題への対応

(5)「新しい生活様式」の実践や災害時への対応

【第4章 政策推進のための行政基盤の整備】

情報

人材

財政

法令等

【第5章 重点的な施策の推進】

1. 消費者被害の防止

2. 消費者による公正かつ持続可能な社会への参画等を通じた経済・社会構造の変革促進

3. 「新しい生活様式」の実践その他多様な課題への機動的・集中的な対応

4. 消費者教育の推進及び消費者への情報提供の実施

5. 消費者行政を推進するための体制整備

■消費者被害の防止

1. 消費者事故等の情報収集及び発生・拡大防止
2. 特定商取引法の執行強化等
3. 社会経済情勢の変化に対応した消費者契約法を含めた消費者法制の整備等
4. 景品表示法の厳正な運用及び執行体制の拡充
5. 食品表示制度の適切な運用と時代に即した見直しの検討
6. 高齢者、障害者等の権利擁護の推進等
7. 成年年齢引下げに伴う総合的な対応の推進
8. 消費者団体訴訟制度の推進

■消費者による公正かつ持続可能な社会への参画等を通じた経済・社会構造の変革促進

9. 食品ロスの削減の推進に関する法律に基づく施策の推進
10. エシカル消費の普及啓発
11. 公益通報者保護制度を活用したコンプライアンス確保の推進

■「新しい生活様式」の実践その他多様な課題への機動的・集中的な対応

12. デジタル・プラットフォームを介した取引等における消費者利益の確保

■消費者教育の推進及び消費者への情報提供の実施

13. 消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進及び地域における消費者教育推進のための体制の整備

■消費者行政を推進するための体制整備

14. 地方消費者行政の充実・強化、消費生活相談のデジタル化に向けた地方公共団体への支援等